検定試験の自己評価シート

自己評価実施日:令和3年12月10日

検定事業者名: 特定非営利活動法人 国際市民交流のためのイタリア語検定協会

検定試験名:実用イタリア語検定

【4段階評価の目安】

_	l			中項目別実態•課題	
"	中項目	評価項目	実績·理由·特記事項等	評価	・改善の方向性等
			本制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用者(学校・企業等)への適切 ていく組織となっていること。	な情報公開と個力	人情報の保護がなされていること。また、実施主体
		《検定試験の目的》 〇検定試験の目的が明確であるか。	本協会は、個人の語学能力を客観的に認定してもらいたいという学要望に応えて、1995年以来毎年春と秋の2回、国内14都市とイタリ市において検定試験を実施してきた。イタリア語学習者の運用能力み、聴き、書き、話す」各分野で測定し、結果を提示することにより、に学習の指標と目標を与え、学習への意欲を増進させることを目的検定である。 【根拠】 入会案内資料 定款 http://www.iken.gr.jp/association/	アの2都 jを「読	
	①組織・財務	《検定事業の実施に関する組織体制》 ○検定試験の目的を達成するための組織として 事業実施体制(役職員体制、事務処理体制、危 体制、内部チェック体制等)が適切に構成されて	幾管理 【根拠】役員名簿	および受 D委託業 A る事態に	

				小項目		中項目別実態・課題
大項目	中項目		評価項目	実績·理由·特記事項等	評価	-改善の方向性等
項				図内部チェック体制 意思決定の最高機関として会長が統括する理事会を置き、重要事項の判断、試験問題の適否、および年次活動内容のチェックを行っている。また、監事(税理士)を1名置き、日常の会計処理を随時チェックしているほか、決算に係る書類の監査を行っている。 【根拠】 定款 図その他(作問体制、審査体制) 作問と審査は定められたプロセスに沿って実行されている。 【根拠】 組織図 試験問題作成手順(非公開)	В	経理規定などは特に用意されておらず、また、経理業務 と出納業務の担当者は分かれていない。
		3	《検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 〇実施主体の財務経理情報を備えているか(検定試験 を継続して実施している場合には、複数年分の財務経 理情報を備えているか)。	☑備えている 特定非営利活動促進法に準じた財務経理情報を備え置いている。 【根拠】 財務経理情報(損益計算書、収支計算書、貸借対照表、財産目録) http://www.iken.gr.jp/association/index.html#finance	A	
		4	《検定実施主体の財務経理の監査》 〇財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受けているか。	☑受けている(□内部監査、☑外部監査、□その他) 監事(税理士)を1名置き、日常の会計処理を随時チェックしているほか、決 算に係る書類の監査を行っている。	Α	
I 検定試	①組織・財務	5	《検定事業以外の事業との区分》 〇検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。	☑区分が明確である。 □区分を行っていない、又は、区分が明確でない。 □その他の事業を行っていない。	А	
験 の	3,3	6	○その他の特記事項等。			
実施主体に関する	② 情 報	7	《検定試験に関する情報公開》 〇受検者や活用者(学校・企業等)に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。	特定非営利活動促進法に準じて財務経理情報を東京都担当課において公開し、HPにも情報公開している。 【根拠】 財務経理情報(損益計算書、収支計算書、貸借対照表、財産目録)など http://www.iken.gr.jp/association/index.html#finance	Α	
る事項	公開、個人	8	《個人情報保護》 〇受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等 が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。	個人情報保護方針(外部からの不正アクセス防御対策を含む)をHPに開示している。 【根拠】 http://www.iken.gr.jp/association/index.html#finance	Α	
	報	9	○その他の特記事項等。			

		小項目			中項目別実態・課題	
大項目	中項目		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	- 改善の方向性等
Ⅰ 検定試験の実施主体	③事業の改善に	10	n)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検	HPで自己評価シートを公表している。また、より良い受験環境実現のため、毎回の検定実施時にアンケートを実施し、要望、意見、クレームなどの情報を収集している。それとあわせ、各受験会場の試験監督に意見やトラブルを教室台帳に記入させ、事務局に報告させている。これらの手段により収集された情報は事務局にて対応可能なものは即座に実行するほか、運営の基本方針に関わる事項については理事会に諮り、次回の検定実施の際に改善事項を反映させている。これらのプロセスはPDCAサイクルに基づき実施回ごとに反復され、受験者の反応をチェックし、次の施策に生かしている。なお、第46回検定からは外務省の後援事業として認定されたのをはじめ、1級合格者には全国通訳案内士試験語学筆記科目が免除されるなど、より信頼される検定試験として定着している。【根拠】アンケート結果http://www.iken.gr.jp/result/index.html#enquete	Α	
王体に関する事項	向けた取組	11	《内容・手段等の見直しの体制》 〇知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容 や手段等を常時見直す体制となっているか。	受験者のニーズや合格率の実績をもとに、適宜試験内容や合否判定基準の見直しを行っている。改善の具体例:1 第33回より3級の作文点数を文法・筆記分野の点数に合計して合否判定することにより、作文を苦手とする受験者への敷居を低くした。2 3級と2級のレベル差が極めて大きく、2級への挑戦意欲が低下していたため、第36回から準2級レベルを追加した。3合否の判定基準に客観性が乏しかったため、第37回より独自の客観的合否判定法(非公開)を制定し、適用している。	Α	
, A		12	〇その他の特記事項等。			
	【評価の 適正			に、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行 検定要項およびHPに各レベルに求められるイタリア語運用能力と出題分野	っている	ること。 CEFRとの関連性を公開することにより、受験者により具
		13	〇検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域(分	(リスニング、文法、作文など)が明記されている。"実用"イタリア語検定を標榜しているため、各レベルともリスニング分野の配点比重が高いのが当検定の特色である。ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)との関係は作問段階では意識しているものの、作問基準の具体的内容は公開していない。 【根拠】 検定要項 http://www.iken.gr.jp/outline/	В	体的な学習目標を与えることは今後の課題であると考えられる。
Ⅱ検定試験		14 該	《受検資格》 【受検資格を制限する試験の場合】 〇年齢や事前の講座受講の有無等によって受検資格が 制限されている場合には、その合理的な理由が示され ているか。	特に制限は設けていない。 【根拠】 検定要項 http://www.iken.gr.jp/info/	Α	
の実施に関する事項	①受検手続等		《受検手続・スケジュール等》 〇試験の実施規則・要項等において、受検手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。	初回の検定試験実施から26年あまりが経過し、実施時期と出願期間は定着したものとなっており、毎回これに沿ってスケジュールが組まれている。年間のスケジュールはHPに公表している。受験申込方法や受験票の発送時期、結果通知の発送時期などは検定要項やHPにて受験申し込み開始日の1か月以上前に公表している。 【根拠】 検定要項 http://www.iken.gr.jp/outline/index.html#flow http://www.iken.gr.jp/apply/	Α	

			小項目		中項目別実態・課題
大項目	中項目	評価項目	実績·理由·特記事項等	評価	- 改善の方向性等
		○受検者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。 16	☑受検手続に関する問い合わせ窓口 (03-5209-0553及び03-3377-0345, https://hw.cbt- s.info/inquiry/user/inquiry/2) ☑試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 (03-5209-0553及び03-3377-0345, https://hw.cbt- s.info/inquiry/user/inquiry/2) 【根拠】 検定要項 http://www.iken.gr.jp/apply 受験票	A	
		《受検料》 〇受検料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。	他言語の同等レベルの受験料を参考にしつつ、作問と運営に要する諸費用 と相償する料金に設定している。	Α	近年の受験者数低迷と運用システムの開発・運用コストならびに会場レンタル料の高騰などの結果、厳しい運営環境が続いており、受験者増に向けた各種施策を実施してきたが、2020年春季検定より、創立以来25年間据え置かれていた受験料を改訂することとなった。
	①受検手続等	○ 障害者が受検する場合に、その実施に伴う負担が過 重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。	過去、以下のような事例が複数回あった。・下肢障害者(車椅子、松葉杖を使用)・片耳ないし両耳の難聴者・全聾者・手指の不自由者。これら障害を有する受験者に対しては、受験申込時に申し出るよう、検定要項や公式サイトに記載しており、当該会場での受け入れ態勢を整えるよう努めている。具体的には以下の通りである。下肢障害者については、十分なスペースを教室内に確保するとともに、エレベーターのない会場においては1階の会場を用意する。難聴者については、可能な限りスピーカーに近い席を確保し、かつ、音量が適切であるかを確認して試験を実施する。全聾者についてはリスニング試験を免除する。手指の障害者については、作文問題の解答を会場でパソコンに入力し、その場でデータを提出させる。その他の障害に対しては、都度対応を勘案することとなっている。【根拠】http://www.iken.gr.jp/info/index.html#special http://www.iken.gr.jp/info/index.html#place	А	
		Oより多くの受検者が、簡便、かつ、公平に受検できるより うな配慮が行われているか。 19	受験申し込み方法は受付窓口での申込、郵送による申込、ウェブ経由での 申込の3つの方法から選択できるようにしてあり、申込者への便宜を図って いる。 【根拠】 検定要項 http://www.iken.gr.jp/apply	A	
п		○その他の特記事項等。20			
検定試験の実施に関する		○検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験 が の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。	作問体制は組織図に示す通りであり、問題は試験問題作成手順に従い、各級試験内容に沿って15年から20年以上のイタリア語教授歴を有するイタリア人により作成される。1級と2級の一次試験合格者に対する二次面接試験は所定の実施要領と評価基準に沿って審査される。 【根拠】 組織図 試験問題作成手順(非公開) 各級試験内容(非公開) 二次面接試験実施要領(非公開) 二次面接試験評価基準(非公開)	Α	

				小項目		中項目別実態・課題
大項目	中項目		評価項目	実績·理由·特記事項等	評価	・改善の方向性等
事項	② 試	22	《情報の管理体制》 〇検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、 情報管理対策(情報管理マニュアルの整備や担当者へ の研修・注意喚起など)が講じられているか。	試験問題、解答、個人情報などは機密情報管理マニュアルに従って作成、管理されることとなっている。試験問題、解答等の文書の印刷は機密保持誓約書を提出した印刷業者に委託し、完成した問題冊子は各試験会場への発送日及び検定実施後まで事務局内にて厳重に施錠管理されている。機密情報管理マニュアルは各会場の運営責任者と試験監督全員にも配布され、周知徹底を図っている。 【根拠】 機密情報管理マニュアル(非公開) 機密保持誓約書(非公開)	Α	
	験実施	23	《各試験会場を総括する責任者の配置》 〇各試験会場を総括する責任者が配置されているか。	各会場には統括責任者を置き、試験監督の管理、及び試験当日の運営・進行を管理することとなっている。 【根拠】 実施要領(本部用)(非公開) 監督者心得、手順、説明(非公開)	Α	
			《試験監督業務についての共通理解》 〇試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会 場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通 理解が図られているか。	各試験会場の運営本部用実施要領、および監督者心得、手順、説明が用意されており、検定開催に先立って各会場の運営責任者と試験監督全員に配布され、実施業務の内容について周知徹底を図っている。 【根拠】 実施要領(本部用)(非公開) 監督者心得、手順、説明(非公開)	А	
		25 該	《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 〇検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平さが確保されているか。	国内会場は、全会場とも同一の問題を同一日時に開催するため、公平性が保たれている。		イタリア会場として、ローマ日本人学校とミラノ日本人学校にて日本と同じ日時に検定を実施しているが、時差により国内受検者からイタリア受験者に問題が流出する可能性があり、全会場での公正さが担保されていない状況である。日伊の時差を考慮し、公正さを十分に担保した実施スケジュールとするには、試験運営体制の抜本的な見直しが必要であり、入念かつ長期にわたる準備期間が必要である。
		26	《受検者の本人確認》 〇受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用 意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われ るよう講じられているか。	上級(1級と2級)のみ本人確認の手続きを必要としており、顔写真を貼付した受験票を持って試験に臨むこととなっている。顔写真の貼付段階で既に替え玉受験は可能であり、十全な本人確認とはみなし難い。当検定での顔写真貼付は、面接試験において、面接官の知己の受験者に遭遇することが無いよう、受験グループを配分することが主な目的である。	A	
		27	《不正行為等への対応策》 〇受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。	試験時間中は携帯端末の電源を切らせるよう、試験監督のマニュアルに記載し、徹底を図っている。また、カンニング行為や他の受験者の迷惑になる行為があった場合は厳重に注意し、従わない場合は退出させるよう、試験監督マニュアルに記載している。試験中に携帯端末を鳴動させたものは即座に退出するよう、試験監督のマニュアルに記載している。 【根拠】 実施要領(本部用)(非公開) 監督者心得、手順、説明(非公開)	Α	

		小項目				中項目別実態・課題
大項目	中項目		評価項目	実績·理由·特記事項等	評価	・改善の方向性等
п	②試験実施	28	《天災等のトラブルへの対応》 〇試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。	「危機管理マニュアル」(非公開)にて対応を詳細に定め、各試験会場に事前に通知しているが、その概要は以下の通りである。 ・試験開始時刻を繰り下げる。 ・受験者の大多数が影響を受ける著しい障害が生じた場合は試験を中止する。不可抗力の事由により中止した場合、受験料の返金及び繰り越し措置はできない。 ・各試験会場の状況は原則として当日の総責任者(事務局長)に連絡し、協議することとしているが、緊急を要する事態においては各会場責任者が独自に判断し、追って事務局に結果を報告する。 【根拠】 危機管理マニュアル(非公開)	D	
検定試験の実施に関する事項		29	○その他の特記事項等。	毎回、受験者からアンケートを収集し、受検者の意見、要望、クレームなどを把握し、建設的な内容は即座に公式サイトや検定の運営に反映、あるいは次回の実施に反映している。例: ・「ハンカチ、ティッシュ、水などは机の上に置くことを許して欲しい」という要望が数件見られたため、次回開催以降は試験監督の許可を得たうえで、これらを机上に置くことを可とした。 ・「携帯のバイブの音が気になった」というクレームが数件あったため、次回開催以降は発見次第、鳴動させた者を即時退場させることとした。・「受験票に印刷されている会場地図が分かりにくい」という意見が数件見られたため、詳細なアクセス案内を公式サイトに常時掲載することとした。・・・等々	A	
	③学校の単位	30 該	《受検機会の確保》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 〇受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。	非該当		
	1認定や入試等に	31 該	《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 〇当該検定試験と学校教育との関係性(学習指導要領に基づく学校における学習との関連等)が明確に示されているか。	非該当		
	活用される	32 該	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 〇年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。	非該当		
	検定試験	33 該	〇その他の特記事項等。			
п	שר≀ח⊛	34 該	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 OIDとパスワード等で本人確認が行われているか。	非該当		

		小項目			中項目別実態・課題	
大項目	中項目		評価項目	実績·理由·特記事項等	評価	・改善の方向性等
検定試験の忠	ューターを	35 該	《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 〇テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなってい るか。	非該当		
実施に関する事	使って行う検	36 該	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 〇システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が 安定的に運用される体制を取っているか。	非該当		
項	定試験	37 該	〇その他の特記事項等。			
	【評価の 検定		の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査			
皿 検定試験の試	①測:	38	《検定試験の設計》 〇検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れる よう、設計が行われているか。	検定要項および公式サイトに各レベルに求められるイタリア語運用能力と出題分野(リスニング、文法、作文など)が明記されている。 "実用"イタリア語検定を標榜しているため、各レベルともリスニング分野の配点比重が高いのが当検定の特色である。 【根拠】 http://www.iken.gr.jp/outline 検定要項 各級出題範囲(非公開)	A	
験問題に関する事	定内容・問題項目	39	《試験問題と測る知識・技能の関係》 〇検定試験の設計に従って、各問題項目がつくられているか。	イタリア語の「聞く」「読む」「語彙」「文法」「書く」「話す」能力を測定するため、各級ごとに測定分野が設定され、予め定められた合否判定基準に沿って審査が行われることとなっている。 【根拠】 http://www.iken.gr.jp/outline 検定要項 合否判定基準(非公開) 各級試験内容(非公開)	A	
項		40	〇その他の特記事項等。			
	@ {	41	《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 〇審査・採点の基準が明確に定められており、また、こ れが当該検定試験の設計と合致しているか。	各レベル、各分野の配点は予め定められた設計基準で出題範囲と点数が配分されており、「合否判定基準」(非公開)に定められた客観的手法と基準でリスニング、文法(文法、語彙、構文、読解)、作文の各分野の合格基準点を決定している。この合否判定基準は、過去6回あまりの各級の統計情報を分析して独自に開発した手法であり、基準である。 【根拠】 合否判定基準(非公開)	Α	

		小項目			中項目別実態・課題	
大項目	中項目		評価項目	実績·理由·特記事項等	評価	・改善の方向性等
ш	番査・採点	42 該	《主観的な評定における採点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評定の場合】 〇面接・論文・実技等の主観的評定について、マニュア ルの周知やトレーニングの実施により採点基準について の共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。	作文および面接の審査基準については、各審査員・採点者に評価基準書を配布し、共通理解の確保を図っている。 【根拠】 作文評価基準(非公開) 二次面接試験実施要領(非公開) 二次面接試験評価基準(非公開)	Α	
検 定 試 験		43	〇その他の特記事項等。			
の試験問題に関する	③試験結果に基	44	《試験結果に基づく試験の改善》 〇試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。	過去6回あまりの統計データを分析し、独自の合否判定法(非公開)を制定し、2013年秋季検定(第37回)より適用・運用している。その1年後には、直前2回の結果を分析し、合否判定基準の見直しを行い、一部の基準を修正した。また、各実施回ごとに全問題の正答率などの統計データを作問コーディネーター及び問題評価委員が参照し、各作問者に対して次回の改善点を指示することにより、PDCAサイクルに則した改善を継続している。	А	
る事項	でく試験	45	○その他の特記事項等。			
	④コンピュー:	46 該	《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 〇通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。	非該当		
	定試験を使っ	47 該	〇その他の特記事項等。			
		試験	 の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価 事業者において適切な取組を進めていること。	」 され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切	な取組	を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支援す
		48	《検定の結果を証明する書類の発行》 〇検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行され ているか。	□発行されている(具体的に記載・・・・・・・) □発行していない 合格者全員に伊文の合格認定証を送付しているほか、希望者には有料に て日伊文表記の合格証明書を発行している。第3回以降の合格者について はデータベースに記録が保管されており、合格証明書の発行要請に応じる 事が可能である。	A	
		49	《受検者が獲得した知識・技能の明示》 〇受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにしているか。	合格認定証に合格級のレベル(初級、中級など)を明記しているほか、HPIC 各級の水準を記載している。また、希望者には有料にて日伊文表記の合格 証明書を発行可能であることをHPIC明記している。	A	

	±-70			小項目		中項目別実態・課題
大項目	甲埧日		評価項目	実績·理由·特記事項等	評価	- 改善の方向性等
IV継続		50	《検定試験と活用先の能力の関係》 〇当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。	イタリア文化は、アート、ファッション、スポーツ、食文化に至るまで、広く日本に定着している。それらの理解に欠かせないイタリア語について、実務で使う能力をはかる検定として1995年より開始されたのが実用イタリア語検定であり、この検定試験をとおして受験者は生きたイタリア語のエッセンスを感受し、学習のステップアップに活用して「読み・書き・聴き・話す」能力の向上を達成し、ビジネスや留学、観光など、さまざまな日伊交流の場で役立てられている。 当協会は、イタリア語検定試験を継続し、イタリア語学習の一助となるとともに、イタリア語よるボランティア活動などを望する人の紹介や通訳などの社会活動の紹介を行い、日本とイタリアの観光、文化、芸術、スポーツ、学術研究などの人材交流おいて、"ことば"の面から支援・貢献することを期している。 【根拠】 入会案内資料定款 http://www.iken.gr.jp/association/	A	
的な学習支援・検		51	《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 〇受検者に対して、試験の合否だけでなく、領域ごとの 成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学 習の参考になる情報が提供されているか。	試験終了後に発送される結果通知には申込者数、受験者数、合格者数、合格率などとともに当該受験者の各試験分野の得点、合格基準点、平均点、最高・最低点が記載され、受験者が自分の学習成果を明確に把握できるようにしている。また、検定要項とともに年2回発行される機関誌"Le Ali"および公式サイトに受験者の声を掲載し、受験者の学習意欲の促進を図っている。 【根拠】 http://www.iken.gr.jp/voice 機関誌"Le Ali"	Α	
定試験の活用の		52	〇過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されてい	第1回より過去問題集(解答、翻訳、解説つき)を毎年発行しているほか、第29回以降については過去問題集と同一の内容をウェブでのeラーニング・システム、及びコンビニエンス・ストアでの印刷媒体で配布している。	Α	
進		53	《活用事例の調査・把握》 〇学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・ 把握しているか。	公式サイトの「受験者の声」のコーナーに受験結果の活用(仕事での)の記事などを掲載してはいるが、学校・企業に対してのアンケート調査はこれまで実施していない。	В	

			小項目		中項目別実態・課題
大項目 	中項目	評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	- 改善の方向性等
		○その他の特記事項等。	公式サイトにイタリア語やイタリア文化に関わる情報源への豊富なリンク集を掲載しているほか、「参考書籍」のコーナーでは多種多様な書籍を紹介し、学習者への便宜を提供するとともに意欲の向上を図っている。原則として年に1回、イタリア語の学習機会が少ない地方都市を訪問し、イタリア語とイタリア文化に関する無料講習会を開催し、啓蒙活動を行っている。また、毎回アンケートを実施して受験者のニーズを把握し、行動に反映している。例: ・アンケートに「記憶が新しいうちにリスニングの音源を聞いて復習したい」という要望を1件発見したため、実施の4日後には公式サイトに10日間の期間限定ではあるが、リスニングの音源を掲載している。その結果、毎回1000回を遥かに超える再生がある。・「試験で使用した音源をそのまま聞きたい」という要望を1件発見したため、2019年版の過去問題集からは、試験で使用した音源をmp3でそのまま聞けるようにした・毎回「参考書籍が不足している」という多くの声があるため、識者に働きかけ、参考書籍の執筆・発刊を促してきた。また、HPには誰でも書き込むことができる「情報交換コーナー(掲示板)」を設置し、イタリア語を活用した仕事などの情報を交換できるようにしている。【根拠】 http://www.iken.gr.jp/reference http://www.iken.gr.jp/reference http://www.iken.gr.jp/reference	Α	